

高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて周知をするものです。

事務連絡
令和5年6月7日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社主管課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて（周知）

平素より、高校生の海外留学の推進について御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、海外留学に関し、各学校における渡航する生徒への安全意識啓発及び危機管理体制の見直しの取組みに資するよう、海外留学に関する危機管理ガイドラインを策定しましたので、お知らせいたします。

教育委員会等の学校の設置者におかれては、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的に実態を把握し、指導・助言等を行う際に御活用願います。

高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）におかれては、本ガイドラインに留意し危機管理マニュアルの見直しを行うなど、十分な安全対策を講じた上で御対応くださいますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人等に対して、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係
電話：03-5253-4111（内線 3487）
E-mail：kouryu@mext.go.jp